

中島病院旧本館条例

平成20年12月24日

津山市条例第51号

改正 平成25年12月25日条例第67号

(目的及び設置)

第1条 中島病院の旧本館を歴史的建造物として保存し、広く近代化遺産に親しむことができる場を提供するとともに、歴史的資産の活用を図り、もって地域の活性化に資するため、中島病院旧本館(以下「旧本館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 旧本館は、津山市田町122番地に置く。

(業務)

第3条 旧本館は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 旧本館の施設及び設備の提供に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために市長が適当と認める業務に関すること。

(旧本館の管理)

第4条 旧本館の管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年津山市条例第100号。以下「指定手続等条例」という。)に基づき、市長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 前条により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 旧本館の施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) 旧本館の維持管理に関する業務
- (3) 旧本館の利用に関する料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (4) 旧本館の設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) 旧本館の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、旧本館の運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第7条から第10条まで、第12条、第1

3条、第16条、第17条及び第20条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第7条第1項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第7条 旧本館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第8条 旧本館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その日後において最も近い休日でない日とする。

(利用の許可)

第9条 旧本館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、旧本館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 旧本館の施設又は設備若しくは器具(以下「施設等」という。)をき損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、旧本館の管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第10条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1の規定により算定した額の利用料金を納付しなければならない。

2 利用者は、設備又は器具を利用するときは、規則で定める利用料金を納付しなければならない。

3 前2項の利用料金は、利用許可と同時に納付しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が利用するとき又は市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入等)

第11条 市長は、旧本館の管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において

適当と認めるときは、指定管理者に旧本館の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は、前項により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、旧本館において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第12条 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料金を免除し、又は減額することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等の設置)

第14条 利用者は、旧本館の利用に際して特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、旧本館の管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備を義務付けることができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、旧本館を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第16条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対して利用を制限し、利用を停止し、又は利用許可を取消すことができる。

(1) この条例、この条例に基づく規則又は利用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(3) 第9条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の処分によって、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(入場の制限)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入場を拒み、又はその者に対して退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし,又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
 - (2) 公の秩序を乱し,又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか,旧本館の管理上支障があると認めるとき。
- (禁止行為)

第18条 利用者その他の施設を利用する者(以下「利用者等」という。)は,次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可なくして行う募金その他これに類する行為
 - (2) 許可なくして行う物品の販売,宣伝,広告その他これらに類する行為
 - (3) 前2号に掲げるもののほか,規則で定める行為
- (利用者の管理責任)

第19条 利用者は,旧本館の利用に当たっては,施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(原状回復義務)

第20条 利用者は,旧本館の利用を終えたときは,直ちに施設等を原状に復さなければならない。第16条第1項の規定により利用許可を取消されたときも,同様とする。

2 市長は,利用者が前項の義務を履行しないときは,これを原状に復し,それに要した費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第21条 利用者等は,施設等をき損し,汚損し,又は滅失させたときは,市長の指示に基づき,これを原状に復し,又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし,市長がやむを得ない事由があると認めるときは,この限りでない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか,この条例の施行に関し必要な事項は,市長が別に定める。

付 則

この条例は,平成21年8月1日から施行する。

付 則(平成25年12月25日条例第67号)

(施行期日)

1 この条例は,平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の中島病院旧本館条例別表第1の規定は,平成26年4月1日以

後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

別表第1（第10条関係）

施設名	区分	金額
2階多目的室	1室1時間につき	510円

備考

- 1 利用者が入場料を徴収し、又は営利目的、営利宣伝その他これに類する目的で利用する場合の金額は、本表の金額の20割増とする。
- 2 冷暖房装置を利用する場合の冷暖房装置の金額は、本表の金額の5割に相当する額とする。

中島病院旧本館条例施行規則

平成21年8月1日

津山市規則第39号

改正 平成30年7月20日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、中島病院旧本館条例(平成20年津山市条例第51号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第2条 条例第9条第1項の規定により中島病院旧本館(以下「旧本館」という。)の利用許可を受けようとする者は、中島病院旧本館利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の申請書の受付は、利用日の属する月の3箇月前の月の初日(その日が休館日のときは、その日後において最も近い開館日とする。)からとする。

(利用許可)

第3条 市長は、旧本館の利用を許可したときは、中島病院旧本館利用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(利用許可の順位)

第4条 利用許可の順位は、申請順によるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(連続利用の制限)

第5条 旧本館を連続して利用できる期間は、14日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第6条 条例第12条の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、中島病院旧本館利用料金減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(利用時間の解釈及び延長)

第7条 利用時間は、実際に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 旧本館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用を開始した後においては利用時間を延長することができない。ただし、市長が特に認めた場合で、延長する利用時間に係る利用料金が納付されたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し)

第8条 利用者は、旧本館の利用許可の取消しの承認を受けようとするときは、中島病院旧本館利用許可取消申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第9条 条例第13条ただし書の規定により、災害又は利用者の責めに帰さない事由により、旧本館を利用することができなくなった場合は、既納の利用料金の全額を還付する。

2 前項の利用料金の還付を受けようとする者は、中島病院旧本館利用料金還付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第10条 旧本館の利用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 許可なくして募金その他これに類する行為をしないこと。

(2) 許可なくして物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為(非営利行為を含む。)をしないこと。

(3) 許可なくして壁、柱、扉等にはり紙をし、又は立看板等を取り付けないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(5) 前各号のほか職員の指示する事項

2 利用者は、前項各号に掲げるもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。

(2) 入場者に前項各号に掲げる事項を遵守させること。

(毀損等の届出)

第11条 旧本館の施設、設備又は器具を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、その旨を直ちに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第12条 条例第4条の規定により市長が指定する法人その他の団体(以下この条において「指定管理者」という。)に旧本館の管理を行わせる場合における第2条から第9条まで及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、様式第1号から様式第5号までの様式中「津山市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年7月20日規則第49号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の中島病院旧本館条例施行規則に定める様式により作成された用紙のあるときは、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

中島病院旧本館利用許可申請書

年 月 日

津山市長

殿

申請者 住所（所在地）
（団体名）
氏 名
（代表者職及び氏名）
電 話 番 号

中島病院旧本館の利用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行事等の名称	
利用目的 (具体的に)	(営利・非営利)
利用日時 (準備及び後片付けを含む。)	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで (時間)
利用施設	<input type="checkbox"/> 2階多目的室1 <input type="checkbox"/> 2階多目的室2 <input type="checkbox"/> 前室 (2階多目的室1又は2階多目的室2を利用する場合のみ) <input type="checkbox"/> 2階多目的室3 <input type="checkbox"/> 2階多目的室4
特別の設備	設置する () ・ 設置しない
持込器具	有 () ・ 無
利用予定人数	人
利用責任者	氏名 電話番号
利用条件	(この欄は記入しないこと。)

※利用料金明細（この欄は記入しないこと。） (営利・非営利)

区分	利用料金納付額	領収日及び領収番号
利用料金		年 月 日 第 号
追加 利用料金		年 月 日 第 号
冷暖房等 利用料金		年 月 日 第 号
合計		

※許可日 年 月 日 許可番号 号

様式第2号（第3条関係）

中島病院旧本館利用許可書

第 号
年 月 日

様

津山市長

印

中島病院旧本館の利用について、次のとおり許可します。

行事等の名称	
利用日時 (準備及び後片付けを含む。)	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで
利用施設	<input type="checkbox"/> 2階多目的室1 <input type="checkbox"/> 2階多目的室2 <input type="checkbox"/> 前室 <input type="checkbox"/> 2階多目的室3 <input type="checkbox"/> 2階多目的室4
利用予定人数	人
備考	注意 1 利用者は、旧本館の利用に当たっては、施設等を善良な管理者の注意をもって管理すること。 2 利用者は、利用を終えたときは直ちに施設等を原状に復すこと。 3 利用許可後、利用を取りやめる場合には必ず連絡すること。

※利用料金明細

区分	利用料金納付額	領収日
利用料金		年 月 日
追加利用料金		年 月 日
冷暖房等利用料金		年 月 日
合計		

様式第3号（第6条関係）

中島病院旧本館利用料金減免申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住所（所在地）
 （団体名）
 氏 名
 （代表者職及び氏名）
 電 話 番 号

中島病院旧本館の利用料金の減免について、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
行事等の名称			
利用許可日時	年 月 日（曜日）午前・午後 時 分から	年 月 日（曜日）午前・午後 時 分まで	
利用許可施設	<input type="checkbox"/> 2階多目的室1 <input type="checkbox"/> 2階多目的室2 <input type="checkbox"/> 前室 <input type="checkbox"/> 2階多目的室3 <input type="checkbox"/> 2階多目的室4		
減免申請額	円		
申請の理由			

様式第4号（第8条関係）

中島病院旧本館利用許可取消申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住所（所在地）
 （団体名）
 氏 名
 （代表者職及び氏名）
 電 話 番 号

中島病院旧本館の利用許可の取消しについて、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
行事等の名称			
利用許可日時	年 月 日（曜日）午前・午後 時 分から	年 月 日（曜日）午前・午後 時 分まで	
利用許可施設	<input type="checkbox"/> 2階多目的室1 <input type="checkbox"/> 2階多目的室2 <input type="checkbox"/> 前室 <input type="checkbox"/> 2階多目的室3 <input type="checkbox"/> 2階多目的室4		
申請の理由			

注：利用許可書を添付してください。

様式第5号（第9条関係）

中島病院旧本館利用料金還付申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住所（所在地）
 （団体名）
 氏 名
 （代表者職及び氏名）
 電 話 番 号

中島病院旧本館の利用料金について、次のとおり還付を受けたいので申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
行事等の名称			
利用許可日時	年 月 日（曜日）午前・午後 時 分から 年 月 日（曜日）午前・午後 時 分まで		
利用許可施設	<input type="checkbox"/> 2階多目的室1 <input type="checkbox"/> 2階多目的室2 <input type="checkbox"/> 前室 <input type="checkbox"/> 2階多目的室3 <input type="checkbox"/> 2階多目的室4		
利用取消施設	<input type="checkbox"/> 2階多目的室1 <input type="checkbox"/> 2階多目的室2 <input type="checkbox"/> 前室 <input type="checkbox"/> 2階多目的室3 <input type="checkbox"/> 2階多目的室4		
既納の利用料金	円	還付申請額	円
申請の理由			

注：既納の利用料金に係る領収書を添付してください。